

大妻女子大学における研究活動の不正行為防止に関する規程

平成 28 年 2 月 18 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という）において、研究活動における不正行為への対応に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもので、研究活動又はその研究の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為（根拠が示され、故意でないと明らかにされたものを除く）をいい、その用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - (4) 二重投稿 既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。
 - (5) 不適切なオーサiership 論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含める又は著者としての資格を有する者を除外すること。
 - (6) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料又は実験試料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。)
- 2 この規程において「研究者」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- 3 この規程において「部局」とは、大学各学部、短期大学部、大学院各研究科、各研究所、各附属施設及び各学部附属教育研究施設をいう。
- 4 この規程において「研究倫理教育」とは、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、本学が研究者に対し、自身に求められる倫理規範を習得等させるために実施する教育をいう。
- 5 この規程において「配分機関等」とは、本学に対して、文部科学省若しくは厚生労働省（以下「文部科学省等」という）又は文部科学省等が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省等の予算の配分又は措置をする機関（文部科学省等、文部科学省等が所管する独立行政法人）をいう。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学に、研究活動における最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び研究不正の防止等に努めるものとする。

(統括管理責任者)

第 4 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等につい

て、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第5条 各部局における研究倫理の向上、研究不正の防止、研究倫理教育等に関し権限と責任を有する者として研究倫理教育責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、各部局において公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、所掌する部局に所属する研究者に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(研究者及び部局の長の責務)

第6条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 研究者は、本学が実施する研究倫理教育を受けなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。
- 4 研究資料等の保存期間は、当該論文発表後、資料(文書、数値データ、画像など)については10年間、試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については5年間を原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。
- 5 部局の長は、研究資料等を適切に保存・管理するための環境整備に努めるとともに、その保存状況を把握するものとする。

(告発の受付体制)

第7条 不正行為に関する本学内外からの告発及び告発の意思を明示しない相談(以下「告発等」という)を受け付ける通報窓口を総務センターに置き、場所、連絡先、受付の方法などを本学内外に周知するものとする。

(告発の取扱い)

第8条 通報窓口における告発等の受付は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談などを通じて行うものとする。

- 2 告発等の受付や調査・事実確認を行う者は、自己との利害関係を持つ事案を扱ってはならない。
- 3 原則として、告発等は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付ける。
- 4 前項の規定にかかわらず、匿名による告発等があった場合、告発等の内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 書面による告発等など、通報窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発等がなされた場合は、告発者(匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告

発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。)に、告発等を受け付けたことを通知する。

- 6 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 7 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、最高管理責任者は被告発者に警告を行うものとする。
- 8 告発に関する取扱いについては、本規程に定めるものの他、学校法人大妻学院公益通報規程、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び関係法令の定めるところによるものとする。

（告発者・被告発者の取扱い）

第9条 告発等を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを通報窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発等の内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じるものとする。

- 2 通報窓口へ寄せられた告発等の告発者、被告発者、告発等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
- 3 調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 悪意をもって虚偽の告発を行った者に対しては、氏名の公表や懲戒処分、法的措置をとることができるものとする。
- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

（告発の受付によらないものの取扱い）

第10条 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、通報窓口へ告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- 2 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、通報窓口へ告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

（不正行為にかかる情報の報告）

第11条 告発を受け付けた通報窓口は、当該告発の内容を確認後、速やかにその内容を統括管理責任者へ報告し、統括管理責任者の指示に従わなければならない。

- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者にすみやかに報告しなければならない。

(予備調査)

第 12 条 最高管理責任者は、第 11 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、速やかに予備調査委員会を招集し、予備調査を実施する。

- 2 予備調査委員会の委員及び委員長は、事案ごとに最高管理責任者が指名する。
- 3 予備調査委員会は、次の点について予備調査を行い、調査結果を最高管理責任者へ報告する。
 - (1) 告発された不正行為が行われた可能性
 - (2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
 - (3) 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か
 - (4) その他必要と認められた事項
- 4 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し判断する。
- 5 予備調査委員会は、原則として告発を受け付けた日から 30 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者へ報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、予備調査の結果を受けて、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものか否かを直ちに決定し、本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。
- 7 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査委員会は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る研究資金の配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の通知・報告)

第 13 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該被告発者所属機関にも通知する。

- 2 告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- 3 最高管理責任者は、当該事案に係る研究活動が配分機関等の資金により行われていた場合には、当該配分機関等及び文部科学省等に対し本調査を行う旨報告する。

(調査委員会)

第 14 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した日から 30 日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始する。

- 2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 事案ごとに最高管理責任者が委嘱する者 若干名
- 3 調査委員会の委員のうち、過半数は外部有識者とする。
- 4 調査委員会の委員は、告発者または被告発者と直接の利害関係を有しないと最高管理責任者が判断する者でなければならない。

- 5 第2項第1号の委員が直接の利害関係を有する者であると最高管理責任者が判断した場合、最高管理責任者は当該委員に替えて、他の副学長から1名を委員及び委員長に指名する。
- 6 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、調査委員会の委員の氏名及び所属を通知する。
- 7 告発者及び被告発者は、前項の通知後7日間以内に、委員について異議申立てを行うことができる。
- 8 前項の異議申立てがあり、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合、当該異議申立てに係る委員を変更するとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。ただし、変更した場合の新たな異議申立ては認めない。

(調査等)

第15条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 関与した者及び関与の度合い
 - (4) 当該論文等及び当該研究活動における関与した者の役割
 - (5) その他必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。
 - (1) 当該研究活動及び関連する研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - (2) 関係者のヒアリング
 - (3) 再実験の要請
 - (4) その他必要と認めた方法
 - 3 前項の調査を実施する際は、被告発者からの弁明の機会を設けなければならない。
 - 4 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
 - 5 調査委員会は、他の研究機関等に調査への協力を要請することができる。
 - 6 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
 - 7 調査委員会は、調査に当たり、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。この場合、他の研究機関で告発された事案に係る研究活動が本学で行われた場合、調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
 - 8 調査委員会は、当該事案に係る研究活動が配分機関等の資金により行われていた場合、配分機関等からの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等及び文部科学省等に提出するものとする。
 - 9 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密と

すべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(認定)

第16条 調査委員会は、客観的事実に基づき、科学的かつ総合的に判断して次に掲げる事項の認定を行い、調査の開始後150日以内に最高管理責任者へ報告するものとする。

(1) 不正行為が行われたか否か

(2) 不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

(3) 不正行為が行われていないと認定した場合、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 被告発者の不正行為を認定する場合又は告発者の悪意にもとづく告発を認定する場合、調査委員会はそれぞれに対して弁明の機会を設けなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第17条 調査委員会の調査において、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第18条 調査委員会は、第17条による被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなど、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害など)により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existenceなどが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第19条 最高管理責任者は、調査結果(認定を含む。以下同じ)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ)に通知

する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る研究活動が配分機関等の資金により行われていた場合は、別紙様式記載の事項を盛り込んだ報告書を、その事案に係る配分機関等及び文部科学省等に提出する。
- 3 最高管理責任者は、当該告発が悪意に基づくものであると認定され、その告発者が他機関に所属する場合は、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 20 条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から 14 日以内に最高管理責任者に対し、不服申立ての根拠を書面にして不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下本条において同じ）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 5 調査委員会は、第 1 項の不服申立てについて再調査を行う決定を行った場合は、不服申立てをした被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 6 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会は、再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該被告発者所属機関にも通知する。
- 8 第 2 項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、被告発者に通知する。告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該告発者所属機関にも通知する。
- 9 第 2 項の不服申立てについては、調査委員会は 30 日以内に再調査を行い、その結果を

直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者及び被告発者へ通知する。告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該告発者所属機関にも通知する。

10 再調査結果に対する不服申立ては受け付けない。

11 第6項乃至第9項において、最高管理責任者が告発者又は被告発者へ通知を行う際、最高管理責任者は、当該事案に係る研究活動が配分機関等の資金により行われていた場合は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省等に報告する。

(調査結果の公表)

第21条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、次の各号に定める事項を速やかにホームページで公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の概要
- (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
- (4) 調査委員会委員の氏名、所属及び調査方法の概要
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項にかかわらず、個人情報または知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。また、不正行為があったと認定された論文等が、告発を受ける前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

3 悪意にもとづく告発との認定があった場合は、最高管理責任者は、前2項に準じて公表する。

4 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名、所属及び調査方法の概要を含むものとする。

(調査中における一時的措置)

第22条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者が告発を受けた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

2 最高管理責任者は、研究資金の配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第23条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という）に対して、速やかに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第 24 条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 25 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して実施した研究費の支出停止を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第 26 条 不正行為が行われたとの認定があった場合、被認定者には学校法人大妻学院就業規則を適用し、学校法人大妻学院懲戒審査委員会規程により、最高管理責任者が理事長へ上申し、学校法人大妻学院懲戒審査委員会においてその措置を決める。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者に対して前項を準用する。

(事務)

第 27 条 予備調査委員会、調査委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て総務センター研究支援室において処理する。

(雑則)

第 28 条 この規程に定めるものの他、研究活動の不正行為防止に関する必要な事項は別途定めるものとする。

(規程の改廃)

第 29 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 10 日から施行し、令和元年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 27 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

□経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

□調査

- 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
 - ・調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等

□調査の結果（不正行為の内容）

- 認定した不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
- 不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ①不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ②不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- 不正行為が行われた経費・研究課題
 - 〈競争的資金等〉
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 〈基盤的経費〉
 - ・運営費交付金
 - ・私学助成金
- 不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ・手法
 - ・内容
 - ・不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

□調査機関がこれまで行った措置の内容

（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

□不正行為の発生要因と再発防止策

- 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）
- 再発防止策